

大阪広域水道企業団における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき定める職に関する規則の一部を改正する規則のあらまし

- 1 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき定める地方公務員法第36条の規定の適用を受ける職について、所要の改正を行います。
- 2 この規則は、令和2年4月1日から施行します。